

トンネル防災中央装置改修工事（27-神管） 随意契約理由書

本工事は既設システムを構成するトンネル防災中央装置の増設及び監視制御機能（ソフトウェア）を改修するものである。本工事で増設する装置及び改修するソフトウェアは既設システムと一体となって機能するものであるため、既設システムのハードウェア及びソフトウェアの内部構造を熟知していなければ、施工することができない。また、仮に他の者に施工させた場合、監視制御データの処理に不整合が生じ、システムダウンするなど既設システムの運用に著しい支障が生ずる恐れがあり、その場合の瑕疵担保責任の範囲も不明確となる。

そのため、本工事は既設システムを設計、施工、納入した者でなければ、実施することはできない。パナソニックシステムネットワークス（株）は、既設システムを設計、施工、納入し、既設システムのハードウェア及びソフトウェアの内部構造を熟知しており、本工事を実施できる唯一の者である。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とするものである。

以 上